

平成 30 年度第 2 回（171 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 30 年 9 月 18 日午前 10 時から

場 所：アミュービル4階 アイレック 会議室 1、2

出席者：勅使河原功治、赤川都、本庄佳緒里、浅見良子、有戸英明、石崎勇仁、  
奥澤礼子、景山剛治、菊谷多恵、木元祥恭、小糸清美、小寺和幸、渋谷敏夫、根岸静代、福本徳昭、村野澄夫、山崎聖、吉松治任

事務局（市民協働係長、企画課主事）

欠席者：阿部由紀子、沖山由行

<配布資料>

- 1 平成 30 年度第 2 回（第 171 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」について
- 3 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）【概要】
- 4 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】
- 5 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要

## 1 開会

### 2 前回の確認

委員長：事務局より資料の説明願います。

<事務局より配布資料の説明>

委員長：第 1 回で欠席された委員より自己紹介願う。

<前回欠席した委員自己紹介>

委員長：前回の確認にうつる。議事要旨について意見等はあるか。問題無いならこちらで議事要旨はを承認する。

<委員 了承>

### 3 提案の審議

委員長：審議に入る。

<副委員長より提案内容を読む>

委員：今回の提案は特定空き家のことを指していると思う。東村山市はいろいろと取り組んでいる。

委員：提案者が提案を出して、11か月議論できていない。それに関しては提案者に審議が滞っているのは伝えてあるのか。

委員：事務局はすぐに提案者に対応してほしい。

<事務局 了承>

委員：管理されている空き家も雑草が生えていて、特定空き家となっているのではないか。空き家を管理する部署を作り、窓口やホームページなどで公表したほうがいいのか。近隣住民からの情報も参考にしたほうがいいのか。

委員：平成26年度に空き家の現状を調査した旨の説明を委員長がしていたが、その時に空き家の件数は何件だったかホームページで調べられるのか。

事務局：それについてはホームページでは見られない。平成26年度の調査結果としては249件の空き家だった。平成30年に調べた結果、特定空き家は4件である。

委員：まちづくり委員会だけでは調べきれない内容だと思う。担当課が調べた結果を資料として準備するなどしないと議論できない。

委員長：ここで改めて空き家に関する知識を確認したい。

<委員長より配布資料を説明>

委員長：特別措置法に関して調べたので説明したい。

昭和38年からの空き家率について。①荒廃した空き家が問題、②③空き家の所有者が不明になり、固定資産税が入らない④維持コストがかかり続ける。①②は安全③④は税に関する問題（これはある2市に問い合わせた）利用価値もなく、税がかかる。特定空き家を解決しても、空き家問題は解決しない。

清瀬にも特定空き家が4件ある。相続の話になると思うが、それを相続できず、結局特定空き家のままになる。

私個人の意見としては、特定空き家や空き家の問題に関しては解決しないと思っている。

ただ空き家の利用方法としては、建築基準法を満たしていれば、対応可能であると考えます。

委員：来年度以降、市に空き家対策協議会ができるとしたら、まちづくり委員は何を話せばいいのか。進んでいることなら、何を議論すればいい

のか。提案に対する回答としては、来年度以降協議会が立ち上がりま  
す。という回答になると思う。

委 員：先ほど委員長がお話されていた利用的価値は市が価値の有無を判断す  
べきである。

委 員：多摩地区の各市の協議会があるかどうかのデータが欲しい。

委 員：4件の特定空き家に関しては、経済的利用価値があるのか。

事務局：そこまでは検討できていない。

委 員：空き家については平成27年度にまちづくり委員会で話し合われてい  
る。市がどこまで進んでいるかを聞いたうえで、審議する必要がある  
のではないか。

委 員：私的な財産の処置をどうするかがこの議題だと思う。市民が私的財産  
に口出しできない。市が何をすることをすることが大事である。この問  
題はまちづくり委員会で議論する内容ではない。

委 員：市が空き家について調べた結果を近隣住民に伝えて、フィードバック  
する仕組みはあるのか。市としてはどのような仕組みを考えているの  
か。

委 員：委員から何人か意見が出ていたので、提案の回答・提言の違いや、ま  
ちづくり委員会は何するのかについて説明する。

<副委員長より提言・提案とは、まちづくり委員会とは、を説明>

委 員：皆さんの意見を聞いているとこの提案は回答ということになる。委員  
会として回答するにあたり、どのような資料が必要になるかが意見と  
して発言いただいた内容だと思う。

委員長：まちづくり委員会として、提案者に回答するというだけでよいか。

委 員：委員は回答内容については今後確認する時間はあるのか。

委 員：委員長、副委員長、事務局で回答案を作成し、委員にも共有する。

委 員：平成27年度にも回答になっていて、市の動向を確認しますとなって  
いるので、その間、市がどのように動いたのかを含んだ回答にしてほ  
しい。

委員長：今いただいた意見を参考に回答案を作成する。次にまちづくり委員会  
のあり方について、今後皆さんと考えていきたい。まずは、まちづく  
り委員会について事務局より説明願う。

<事務局よりまちづくり基本条例を基にまちづくり委員会運営基本方針につ  
いて説明>

<委員長よりまちづくり委員基本方針を基に今後の審議の方法を説明>

委 員：昨年度も基本方針についても文言を変更した。「拡大解釈」と「財政に  
ついて」である。

委員長：まちづくり委員の基本方針については次回の会議で検討していきたい。

委員：一昨年と昨年でどのように基本方針を変えたか教えていただきたい。

事務局：次回の資料として提出する。

委員：今後の提案について、事務局に提案はできてきている。

事務局：提案はあるので、次回、配布する。

次回は10月16日（火）10時～ 男女共同参画センター会議室1，2